

平成30年度事業目標

1 協会の基本方針について

当法人は昭和23年(1948)、まだ敗戦後の混乱時代に、有志の民間人らが相寄って、上野市社会事業協会を発足させ、本年創設70年という節目を迎えようとしている。発足当時の国内情勢は、終戦による海外からの引揚者、身体障害者、戦災孤児、失業者などの生活困窮者の激増という課題に直面していた。これら要援護者への対応は急務であったが、戦後の荒廃において、行政だけでは十分な対応ができないことから、民間活力が必要とされた。そこで国は、資産要件、組織運営のあり方、収益事業の取扱い、残余財産の取扱い、所轄庁の規制監督等について、民法の公益法人よりも厳格な内容とした社会福祉法人制度を昭和26年(1951)に制定・施行し、これらに適合する者を社会福祉法人として認可することで、社会福祉事業の公益性や純粋性を保つこととした。

当法人は、昭和27年(1952)に社会福祉法人の認可を受け、今日まで一貫して、多様化する地域ニーズに応えるよう、積極的に新分野に踏み込み、福祉行政当局との密接な連帯のもとで、覚悟と使命感を持ち続けてきた。同族性を有しない当法人の性格も、そのような意識の徹底と表裏をなすものであり、今後もそうあるべきものと考えている。

一方、戦後の著しい社会経済の発展と、それに伴う国民生活や意識の変化とともに、福祉需要は新たなニーズを生み出すこととなり、今日の社会福祉法人に求められるニーズはますます多様化、複雑化しているが、国民の期待に十分応えていないという厳しい指摘が社会福祉法人に対して相次いでいる。そこで国はガバナンスの強化、積極的な情報開示、適正かつ公正な支出管理、所謂内部留保の明確化や社会福祉事業の計画的な再投資、地域における公益的な取り組みを実施する責務の明確化などを柱とする社会福祉法等の一部を改正する法律を施行した。

当法人は社会福祉法等の一部を改正する法律に対応するとともに、70周年を迎えるにあたり、創設以来の精神「相扶相愛」の下、その存在意義を一層強め、法人理念である「信頼」、「博愛」、「誠実」を経営の中心に据え、当法人でなければできない福祉事業を引き続き推進する。

(1) 行政機関との連携

多種、多岐にわたる社会福祉事業を实践する当法人は、国、三重県、伊賀市との緊密な連携を下に、これまでから市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展開してきた。今後とも従来以上に伊賀市の福祉政策の一翼を担い、当法人の存在意義を高めたい。

(2) 地域との連携

広く地域社会からの要望を正しく理解し、地域に支持される福祉事業の構築や福祉施設の運営を目指す。地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図り、地域の子育て支援の推進や、新たな地域包括支援体制の充実を目指した地域共生社会の実現に向けて取り組む。

(3) 中期事業計画

当法人はその経営目標として「持続可能で将来にわたる安定した経営基盤の確立」を掲げ、その実現のために法人がもつ多岐多様な経営資源を有効活用しながら、その戦略を示す中期事業計画を策定した。引き続き「プロジェクトチーム」が中心となり、より現実的な計画へと修正、追加を行ないながら着実に実行して参りたい。

(4) 人材確保

少子化に伴ない、福祉分野における新卒学生の採用が年々困難になってきている。職員に対する処遇改善及び労働環境の整備並びに魅力ある職場づくりに積極的に取り組み、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等を有効活用しながら、潜在化している保育士や介護士の発掘や、他分野で活躍されている有能多様な人材の確保に努める。

平成 28 年(2016)11 月に外国人技能実習適正化法と、出入国管理・難民認定法の改正法が成立し、技能実習に係る法令が公布された。この制度は外国人が働きながら技術を身に付け母国で活躍してもらう実習制度で、これまでは農業や建設業が主な対象であったが、平成 29 年(2017)11 月 1 日から制度の対象職種に介護職種が正式に追加された。当法人もこの制度の動向に着目し、その取り組みについて研究を重ね、本年度には実習生を受け入れできるよう、諸準備を進めることにしている。受け入れに当たっては、実習生を単に安価な労働力と考えるのではなく、あくまでも“実習生を育てる”ことを目的として同事業を推進していきたい。

(5) 人材育成

福祉の基本は対人サービスであり、職員一人ひとりの知識や技能等の資質向上がより良いサービスを提供するための重要な要素であり、財産となる。このような人材を育成するために、従前より実施している法人内部の各種研修の更なる充実を目指す。また、法人内の連携意識を高めつつ、職員各自が使命感を持ち将来を創造することができる総合的な人材育成環境を構築することが重要であるため、社会への幅広い視野と当法人が行なう社会福祉への誇りと使命感を持って、民間社会福祉事業を担うことのできる職員の養成と確保に努める。

(6) 職員処遇の向上

職員の意欲の向上と処遇の改善を図るため、給与改定作業チームを編成し、専門業者に助力を受けながら、抜本的な給与制度の改正を図りたい。

(7) 危機管理

社会福祉法人が様々な危機に対処するには、各施設における危機管理経営が重要であることはいうまでもない。経営の根幹にかかわるような危機的事態が発生した場合、それに備えた管理体制を整備しているか否かによって、事業継続に与える影響の大小が異なってくることは自明のことである。危機状況を如何に制御するかは経営の重要命題の一つとして、引き続き調査研究に努める。

(8) 安全対策の強化

各施設における防犯対策とともに食品衛生等の安全対策を強化し、更に非常災害時の体制を整備して利用者の安全確保を徹底する。また、インフルエンザやノロウイルス等、各種感染症対策を実効性のあるものにするには、全施設共通の認識として、正しい知識に基づく取り組みを細部にわたって徹底することであり、関係機関との円滑な連携を図ることで、利用者や職員への感染予防に万全を期し、サービスの安定供給を確保する。

(9) 個人情報の取り扱い

今日の情報化の急速な進展に伴ない、コンピューターネットワーク等を通じて大量の個人情報が処理されている。その個人情報は、取り扱いの誤りによっては、個人に対して大きな被害を及ぼすおそれがある。個人情報の重要性を認識し、施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報保護について細心の注意を払い取り扱うものとする。

(10) 利用者の権利擁護

報道されているような虐待事例はあってはならないことではあるが、起こりうる可能性がゼロではないことを再認識し、虐待防止を考える委員会を中心として、法人内の各施設における虐待や身体拘束の防止、早期発見、早期対応等の体制を常に見直していく。また、人権問題においても強く認識し、法の下での平等、生命・自由の確保、幸福追求権といった基本的人権の保障について、職員だけでなく利用者、家族、地域住民等関係者のすべてに関心を持っていただくよう努める。

(11) 情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、利用者や家族、地域、職員からの信頼や協力が必要不可欠である。一層の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組むよう努める。

(12) 財務基盤

本年度は、医療・介護・障がいのトリプル報酬改定が行なわれるため、情報収集及び分析を正しく行なうよう努める。また本年度も会計監査人と監査契約を締結し、財務基盤の一層の強化を図る。

(13) 児童福祉分野

改定保育所保育指針が本年度より施行される。改訂の主な内容は、「乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実」「保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ」

等 5 項目であるが、特に幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した保育の重要性等を課題として示している。今回の改定が保育の質の向上の契機となり、すべての子どもへの健やかな育ちの実現へとつながるよう取り組む。

府中小学校区における児童クラブ“ウイングうえの”は、本年度より、当法人が指定管理者となり、府中保育園を所管として運営を開始する。平成 8 年フレンズうえのを開所以来、他の施設で培ってきたノウハウを存分に発揮し、家庭的な雰囲気をもった生活の場の中で、子どもたちの健全な育成を図ると共に、保護者の仕事と子育ての両立を支援する。

昭和 48 年に新築開園したみどり第二保育園は、平成 21 年に安心子ども基金保育基盤整備事業の補助金を受け、耐震補強工事と大幅な改修工事を施工したが、老朽化は著しい。このため全面改築に向け伊賀市との本格協議に入りたい。

(14) 老人福祉分野

本年 4 月の介護報酬改定では、個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるような質の高い効率的な介護の提供体制の整備の推進が挙げられている。関連施設においては、施設の持ち味を発揮し、利用者のニーズを受け止め、より良いサービスの提供など安心につながる福祉事業を展開していきたい。また、伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、地域を基盤とした高齢者への自立支援・重度化防止に資する介護サービスの実現に向け、当法人の役割分担について検討をしていきたい。

(15) 障がい者福祉分野

本年 4 月の介護報酬改定では、全体としては 0.47%の増であるが、事業内容によってばらつきがある。就労継続支援 B 型は工賃の支給額によつての支援費の変動があり、視覚障がい者の外出支援(同行援護)においても報酬が大きく下がるため厳しい状況である。利用者が 65 才になつても同じ生活介護事業所を利用できるよう、「共生型介護サービス」の指定について検討し、引き続き在宅障がい者が地域社会において共生することを妨げられることなく、生活の向上と社会参加の機会が得られるよう支援していく。

2 保育園の運営について

保育は、昭和 22 年(1947)に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。基本的役割に変わりはないが、変貌する様々な社会的要因、例えば、超高齢・人口減少社会の到来、女性就労の増加、就業形態の多様化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等から、子育て・子育て支援の一層の強化が求められている。

本年度より改定保育所保育指針が施行される。改訂の方向性として以下の 5 項目が挙げられている。

- ① 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ② 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- ③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し
- ④ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性
- ⑤ 職員の資質・専門性の向上

当法人では、今回の改定を保育の質的向上への踏み出しの機会とし、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

(1) 一時預かり・休日保育事業

ア 一時預かり事業実施施設

みどり第二保育園“きらら”、曙保育園“ピッコロ”、
三田保育園・花之木保育園・予野保育園・長田保育園・古山保育園
今年度から、友生保育園・府中保育園 計9施設

イ 休日保育事業実施施設

曙保育園“ハミング”

保護者の就労形態の多様化に対応できるよう、柔軟な発想と適切な体制で取り組んでいく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター“すくすくらんど”

みどり保育園で開設し、曙保育園で受け継ぎ24年目を迎える。本年度も在宅親子への子育て支援、子育てが楽しくなる諸行事を計画する。また、家庭や専門機関、子育て支援活動を行なう団体、各保育園のミニ子育て支援等と連携しながら、地域の子育て支援情報の収集と提供等に努め、一層の充実を図っていく。

イ 本とおもちゃルーム“ぐるんば”

絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を広げるような活動を続けていきたい。更に、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校1・2年生の児童や保護者に利用していただき、地域の子どもセンターとして内容の充実に努力する。

(3) 障がい児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して34年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実を図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携を更に促進したい。

ア 保育士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行なう。

イ 感覚統合訓練講師や音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

ウ 子育て支援“ふれあいらんど”は、開設して15年目を迎える。心身に何らかの障がいがある子どもの養育に関わる相談を実施しているが、発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を充実させる。

エ かしのみ園卒園児保護者の有志によるボランティアの協力や地域住民によるボランティア活動も積極的に受け入れながら、地域との連携体制の充実を図り、併せて障害福祉サービス事業所“かしの木ひろば”や身体障害者支援施設“梨丘園”と連携し、すべてのライフステージに注目していくものとする。

(4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

ア 放課後等デイサービス事業所“ヴェルデ ドゥ”

放課後において、障がい児が日常生活における基本的動作及び集団活動に適應できるように、また、生活能力を向上させ社会との交流が図れるよう、適切な指導及び訓練を実施する。

イ 障がい児日中一時支援事業所“ヴェルデ”

小学生以上の障がい児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために実施する。利用する児童が年々増加傾向にあるため、施設の拡充等について検討していく。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間、就労等により家庭にいない児童を対象に、適切な生活する場を提供し、児童の健全な育成支援を行なう。また、利用児童の生活が地域での生活と遊離しないよう配慮しながら、安心・安全に留意して子どもたちの自主性と社会性の育成に努める。

ア 放課後児童健全育成事業 実施施設

- ・ みどり第二保育園所管…児童クラブ“フレンズうえの”“第2フレンズうえの”
- ・ 曙保育園所管…児童クラブ“キッズうえの”(長期休暇中は午前7時30分より開所)
“ふたば”
- ・ ゆめが丘保育所所管…児童クラブ“風の丘”(通常利用時は午後7時まで開所)“第2風の丘”(通常利用時は午後7時まで開所)
- ・ 古山保育園所管…児童クラブ“成和東”
- ・ 花之木保育園所管…児童クラブ“成和西”
- ・ 府中小学校区における児童クラブ“ウイングうえの”は、本年度より、当法人が指定管理者となり、府中保育園を所管として運営する。

イ 児童クラブ9施設交流会

平成28年度(2016)から実施している児童クラブ合同の交流事業を本年度も長期

休暇中等に計画する。

(6) からだそだて事業

平成 27 年度(2015)から実施している「からだそだて事業」を本年度も継続していく。体力・運動能力が向上し、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培う保育を全保育園で検討し、実践していきたい。

(7) 食育の推進

ア 生活や遊びの中で、身近な大人から援助を受けながら、また、仲間と関わりながら、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験や、楽しく食べる経験を通して食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。

イ 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもと、それぞれの保育園の実情に合わせて創意工夫することで望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていく。

ウ 新たな取り組みとして、平成 30 年(2018)1 月に移転改築を終えた府中保育園において、本年度から幼児の完全給食を実施する。その成果や課題等について検証しながら、他の施設での導入についても検討する。

(8) 地域交流及び情報発信

ア 地域交流

多様な地域社会とのふれあい活動を積極的に推進し、地域の子育て拠点としての保育園の機能強化を目指す。

- ・ 家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やす。
- ・ 小学生・中学生・高校生の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターンシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れる。
- ・ お年寄りとのふれあい会等を実施し、子どもたちには他人を敬愛し、様々な教えを受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かしていただくものとする。

イ 情報発信

- ・ 本年度、33 回目を迎える子どもフェスティバルを 14 保育園合同で開催し、子どもたちが主体的に遊びを体験し、親子共々交流を深め、更には保育園への理解が地域に浸透していくようにする。
- ・ “みえ福祉第三者評価”は、平成 26 年度(2014)から既に 11 施設で受審してきたが、本年度も 3 施設で受審することとする。職員による自己評価、第三者評価機関による訪問調査等を通して、保育園運営に対する現状把握や気づき、課題や改善点等を職員間で共有し、今後の保育園運営や職員の資質向上に役立てたい。更に評価結果を当法人ホームページ等で公表し、保護者や地域の方々に広く周知し、保育園の取り組みを理解していただくようにする。

(9) 安全対策の充実

- ア 近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震への対応、水害・土砂災害を含む異常気象による自然災害への対応など、各施設の地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対する的確に対応できるよう「非常災害対策計画」を策定し、子どもの生命の安全を最優先とした安全対策を更に強化していく。そして各園の防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実を図る。
- イ 施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、保育所(園)安全管理マニュアルを参考に防犯訓練等を継続して行なう。
- ウ 施設内外の安全管理については、従来から各園で行なってきた安全点検を継続する。また、屋外遊具は、平成 26 年(2014)6 月に、国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、専門技術者に点検を依頼しているが、日常点検は全職員が確実に実施できるよう努める。
- エ 保健衛生感染症対策研究会が中心となり、インフルエンザ等感染症や食中毒の防止、食物アレルギー児への対応等、健康管理について様々な対策を実行しているが、中でも、食の安全性に関する情報を常に収集し、わかば会給食部会とも連携しながら、安全な食の提供に努める。更には、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携のうえ、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を期す。

(10) 業務効率化推進事業

曙保育園・中瀬城東保育園・みどり保育園・ゆめが丘保育所の 4 施設に導入した保育支援システムの成果や課題等について検証しながら、本年度も ICT 化を進めていきたい。

(11) 職員研修体制の充実

- ア 全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、乳幼児の発達特性を正しく理解し、年齢別研究テーマに基づいた実践事例に学び、当法人内保育園での公開保育を実施して、職員同士が切磋琢磨しながらより質の高い保育について研鑽する。
- イ 厚生労働省より平成 29 年 4 月に通知があり、本年度より県主催で実施される「保育士等キャリアアップ研修」には、保育現場におけるリーダー的職員が参加し、専門性の向上を図るための研修機会を充実させる。
- ウ 最近の児童をめぐる様々な問題を洞察し、判断し、行動できる福祉従事者となるよう、幅広い分野の外部研修等にも積極的に参加し、資質向上に努める。

3 高齢者福祉事業の運営について

国はこれまで制度改革と称し、医療、介護の分野においても報酬の改定による実質単価の引き下げや、保険料及び利用者負担額の引き上げ等を実施してきた。まさしく介護関係施設においては、先行き不透明な容易ならない事態となってきた。また、伊賀圏域内の介護関係施設の状況としては、新たな施設の開設に伴う情勢の中で、当施設への利用希望者の

減少や人材の確保が年々困難な状況となっている。今後、一層の高齢化社会及び所得の格差社会が進行していくことが考えられる。社会経済情勢が更に深刻複雑化する中、施設経営基盤の充実や日々発生する諸問題に柔軟に対応し、公正さと透明性を確保しつつ、高齢者施設経営の安定に万全を期すものとする。

高齢者関連施設においては、これまで同様に

- ① 人間としての尊厳を大切に
- ② やさしく、あたたかく、親切な介護
- ③ 安心、安全、快適な介護
- ④ 福祉文化の創造
- ⑤ 地域に開き、地域と共に

以上を基本的な指針として、利用者が「ここで生活できて良かった」と心から満足していただけるよう、全職員が一丸となって、生活の質の向上に取り組む。

(1) 盲養護老人ホーム梨ノ木園及び特別養護老人ホーム第二梨ノ木園について

両施設については、それぞれ支える制度の仕組みは違っているが、利用者サービスの向上と経営の効率化を図るため、一体的運営は今後も推進し、それぞれの専門的機能の充実を図りながら、利用者の健康で文化的な生活環境の整備充実に努める。また、家族との連携が緊密になるよう交流活動に努め、利用者及び家族との信頼関係を更に深めていく。

(2) 感染症の予防について

食中毒、インフルエンザ、老人性結核等の感染症予防体制の確立が社会的にも要請されている。高齢者関係施設では、職種を問わず各種研修に参加するとともに内部研修を実施する。梨ノ木感染症対策委員会を設置。食中毒やインフルエンザ等の感染症予防や共通マニュアル作成に取り組む。

(3) リスクマネジメント委員会について

ヒヤリ・ハット事例、事故事例の原因を調査研究し、再発防止に取り組むことで、更なる施設の安全管理を促進する。

(4) 福祉教育とボランティアとの連携について

各種学校との連携を図り、介護実習や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、利用者の日々の生活がより良くなるよう各種のボランティアや地域住民と積極的な交流を推進する。

(5) 口腔ケアの向上について

咀嚼、嚥下力の低下した利用者へのソフト食の提供や、個々に合った食事形態を提供するとともに、栄養ケアマネジメントの実施及び口腔ケアの向上に努める。

(6) 防災・防犯について

梨ノ木共同防火管理協議会を中心に総合防災計画、非常災害対策計画を策定し、人的

災害の予防や自然災害における被害を最小限に抑えられるよう努める。また、各種防犯対策用設備の整備を図り、防犯対策の強化に努める。

————— 梨ノ木園について —————

盲養護老人ホームとして、高齢視覚障がい者の生活拠点としての役割を担うため、介護者が視覚障がい者への専門的支援技術を取得し、利用者が生きがいと安心をもって日々の生活を送れるよう支援することを目標とする。

- (1) 県内及び近府県の視覚障がい者、福祉関係機関をはじめ多くの方々に周知する為、幅広い広報活動を行ない、施設見学や体験利用を積極的に受け入れていく。
- (2) プライバシーを確保し、清潔な生活環境を整えるとともに、引き続き居室の個室化を検討する。
- (3) 利用者の思いに寄り添った支援ができるよう、アセスメントの方法を見直し、視覚障がい者ケアサポートプランの充実に努める。
- (4) 視覚障がい者に対する擬似体験等による勉強会や、やさしく親切な言葉遣いへの意識や適切な支援の向上に取り組み、日々の充実に努める。
- (5) 訪問介護事業所は、施設内、在宅で介護を必要とする方々に、住み慣れた環境で快適に過ごしていただけるよう生活の支援に努める。
- (6) 生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患者等様々な背景を持った視覚障がい者の在宅生活の支援に努める。
- (7) 利用者に充実した生活を送っていただけるよう、利用者の意見を取り入れながら、指先を使った作品作りに取り組み、地域の保育園や小学校と更なる交流を深める。

————— 第二梨ノ木園について —————

昭和 56 年（1981）に建設され、施設設備の老朽化は否めないが、市内でも数少ない多床室の施設であり、施設利用料金も低額であり利用希望者も多いことから、施設設備を改修しながら維持することで、地域社会の高齢者福祉サービスに貢献する。

- (1) 利用者が家族とともにその人らしい生き方ができるよう「看取り介護」を実践する。
- (2) 対人援助のプロフェッショナルとして常に利用者目線で介護・看護を行ない、丁寧な言葉遣いを基本とした適切な接遇態度を徹底する。
- (3) 利用者の生活の場である居室などの環境整備を怠らず、常に日常生活の中で危険予知を意識することで事故発生の軽減を目指す。また、安心・安全な生活を送ることができるよう各種サービスの提供に努める。
- (4) 各職員はチームケアを意識し、一つひとつの問題をチーム全体で捉え、課題に対して

はチーム全体で早期解決に取り組む。

- (5) 業務手順書を基本としたサービス提供を実施し、更に一人ひとりに応じた個別ケアに取り組むことで、サービス提供の質の向上に努める。
- (6) 職員は各種委員会・検討チームに所属する。各々自ら学ぶ姿勢を持ち、新しい知識や技術習得を目指すとともに、互いに伝達し合う事でスキルアップを図る。

————— 老人デイサービスセンターなしのきについて —————

利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを心掛け、身体機能の維持や社会的孤立感の軽減を図るとともに、在宅生活の生きがい支援を図る。

- (1) 毎月発行する施設情報紙「かざぐるま」の発行を通して、当センターの日々の情報や事業内容を地域の皆様にお知らせし、関心をもっていただけるように努める。
- (2) ボランティアとの連携を図り、より効果的にリハビリ・レクリエーションを企画し、利用者一人ひとりが主体的、積極的に行事に参加できるよう努める。
- (3) 総合事業においては、引き続き利用者の視点に沿ったサービス提供体制づくりに努める。また、通所介護計画をより適切に作成することで、個々のニーズに対応した質の高い介護サービスの提供に努める。
- (4) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、生活意欲を高めることで、日々の活動の参加につながるよう支援していく。また、在宅生活の継続に必要なサービスを提供する。
- (5) 当センターの特色の一つである「魅力ある食事」に一層の工夫を重ねるとともに、利用者一人ひとりに合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供する。

————— 在宅介護支援センターなしのきについて —————

介護を必要とする利用者や家族に様々な介護サービス情報を提供し、多様な事業所から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう、介護サービス計画の作成を行なう。

- (1) 介護サービス提供のプロセスにおいては、関係機関との連携の下、随時調整や担当者会議を開催することで、適切なサービスの提供を維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (2) 介護予防においては、地域包括支援センターとの連携により、利用者が自分らしく自立した生活が継続できるよう「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、効果的・効率的なサービスを提供する。介護予防サービス支援計画票を作成し、要介護状態とならないよう予防に努め、生活の質の向上を目指す。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築が求められる中、伊賀市においても新たな地域福祉推進体制が確立されている。その中で地域福祉の窓口として、地域の人々が気軽に福祉・医療・保健の相談のために訪れることができる開かれたセンターを目指す。課題やニーズ

の把握を行ない、地域が参画する地域ケア会議等へ積極的に参加し、地域福祉の向上に努める。

4 梨丘園(りきゅうえん)の運営について

障害者支援施設は、障がいのある方々にとってその日常生活全体を支援する専門機能を有した施設であり、全国的にも利用者ニーズは高い。

現状の梨丘園では、日常生活において比較的障害支援区分の高い方々が利用されている。あわせて年々高齢化が着実に進行しており、利用者一人ひとりの身体機能の維持向上への取組みが喫緊の課題であった。当施設では、理学療法士や言語聴覚士の指導を得ながら、利用者ニーズに沿った支援を基本として、可能なかぎり個別に対応したサービスを今後も提供していきたい。

(1) 障害者支援施設について

開園 18 年目にあたる今年も、次の事項を重点項目に定め、利用者が家庭と変わりなく安心して過ごすことのできる施設の運営を目指す。

ア 利用者の外出する機会や各種のボランティアとの交流を通じて、余暇の充実と生活の質の向上を図る。

イ 利用者の地域社会との交流を深め、社会参加を目指すことができるよう支援する。

ウ 利用者の心身の状況や取巻く環境を踏まえ、身体機能の維持・向上を支援する。

エ 利用者の地域生活移行を推進するため、伊賀地域として共同で取り組んでいる地域生活移行への仕組みづくり(くらし部会)と協働し、利用者やその家族に対して、地域生活資源の情報提供に努める。

(2) 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業について

平成 26 年(2014)4 月に開設した“指定特定相談支援事業所梨丘”及び平成 28 年(2016)4 月に開設した“指定障害児相談支援事業所ヴェルデ”の両事業所は、地域の障がい児・者福祉に関する諸課題について、本人やその家族及び地域からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行なう。

ア 本人及び家族の意向、心身の状況や生活環境を踏まえ、適切な障害福祉サービスや地域の社会資源を活用して、本人の希望する生活を営むことができるようサービス等利用計画を作成する。

イ 利用計画作成後は、サービス提供事業所との連絡調整や情報共有を行なうとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施して、利用計画の見直し・変更を行なう。

ウ 地域共生社会の実現に向けて、地域の障がい児・者福祉の窓口として、身近で開かれた相談支援事業所を目指すとともに、地域の課題やニーズの発掘を行ない、伊賀市障がい者自立支援協議会等の事業へ積極的に参加し地域福祉の向上に努める。

5 上野点字図書館の運営について

視覚障害者情報提供施設として、点字図書及び録音図書等の製作、貸出、相談等を行なうとともに、「読書権」や「知る権利」を保障するための情報提供を行ない、自立と社会参加の促進を支援する。

また、地域や関係機関・関係団体等との相互協力・連携を継続して行ない、図書利用の推進を図るとともに、地域での啓発事業に取り組み、開かれた施設づくりを目指す。

(1) 本年度新規事業

ア 日常生活用具の展示

視覚障がい者にとって日常生活がより便利となる用具を揃え、来館時に体験できるよう館内に設置するとともに、利用者等への情報発信に努める。

イ 点字名刺の製作

点字が社会に広く普及し、視覚障がい者への理解につながるよう、名刺への点字加工を行なうとともに、地域や関係機関等に対し、点字名刺作成に関する広報活動に取り組む。

(2) サービス業務

情報検索機器等のハード面と職員間の連携等のソフト面の活用を図り、利用者の障がいの状態に応じた情報提供等、きめ細やかなサービスを行なう。

ア 図書貸出サービスの迅速化

多様化する利用者ニーズに応えるため、サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)やインターネットの活用を図るとともに、Web図書館システムの有効活用により、対応の迅速化に努める。

イ 蔵書の整備

全国の情報提供施設との重複製作がないよう蔵書の充実を図る。また、図書の破損や劣化等の点検に努め、確実性の高い蔵書目録を整える。

ウ 図書情報誌の発行

『図書館通信』(点字版・録音版・大活字版)を年6回発行し、点字図書・録音図書の新刊、催事情報等の発信に努め、双方向のコミュニケーションを図る。

エ 相談対応の充実

図書の検索をはじめとする利用者からの様々な相談、ボランティア、一般の方からの問い合わせに適切に対応できるよう、職員の資質向上を図る。

(3) 製作業務

蔵書製作では、利用者のニーズに対応した図書選定を行ない、ボランティアの協力により、質の高い点字図書・録音図書の製作を行ない提供する。

ア 点字図書製作

蔵書製作過程の中で、時間を要する校正作業の効率化を図るため、更なる良質の点

訳者・校正者の確保に努める。

イ 録音図書製作

より正確な聞き取りやすい図書を製作するため、音訳者・校正者・編集者の人材確保に努め、安定した体制を整えるよう努める。

ウ ボランティアの養成並びに指導育成

前年度の音訳ボランティア養成講習会修了者を対象に、音訳技術習得のための研修会を実施する。また、点訳ボランティア養成講習会を開催し、新規の点訳ボランティアの育成・確保に努める。

(4) 生活訓練業務

点字の触読技術習得を考える中途視覚障がい者の要望に応じて点字触読訓を実施する。

(5) 啓発業務

ア 福祉学習に職員を派遣

小・中学校が総合学習として取り組む視覚障がい者に関する講座及び体験の要請がある場合は職員を派遣し、点字器等の備品貸出についても適宜対応する。

イ 施設見学の受け入れ

視覚障がい者福祉や点字図書館事業への理解を広めるため、地域住民や学校等の施設見学を積極的に受け入れる。

ウ 関係機関との連携と協力

公共図書館等関係行政機関との連携を進め、中途視覚障がい者や視力の低下した高齢者、読むことに困難を抱えた障がい者等への情報提供に取り組む。

(6) その他

ア 伊賀市広報の点字版・録音版の製作及び市ホームページ掲載用の音声データを提供する。

イ 法人内の各施設との連携を図り、障がい者福祉の充実に努める。

6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの設置目的は、三療師資格を有する視覚障がい者に、自身での開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに、施療技術の向上を支援し、利用者の自立更生を図ることである。また、三療師(はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師)の資格は国家資格であるが、昨今では無資格あるいは、短期の講習で付与されるような類似の資格による施療業者が増えてきており、それに伴った未熟な施療による健康被害も多く発生しているため、あん摩やマッサージ等の施療は危険だという認識を持たれないように適切な施療と広報に努める。

(1) 公益的活動

当ホームでは、三療への正しい知識の普及と施設の広報を目的に、地域の皆様に対し

て、2 か月毎に健康体操教室「気のめぐりと健康」を開催している。この講座は鍼灸師の指導のもと、主に地域の高齢者を受講対象としたもので、「手軽にできる運動」や「健康情報の提供」等を通して、より多くの方々に日々の健康管理について認識を深めていただくものである。

(2) 視覚障がい者に対する活動

設立以来の市内在住の視覚障がい者が、主体的に自立更生意欲を図るための施設として機能すると共に、地域の視覚障がい者福祉会の活動拠点として、今後も存在し続けられるよう、施設の維持管理に努める。

7 かしの木ひろばの運営について

当施設では、引き続き通所・訪問事業を有機的に連携させ、障がいの種別ごとの特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援を提供する。併せて、在宅障がい者が地域社会において他の人々と共存することを妨げられず、生活の向上と社会参加の機会が得られるような支援に努める。また、福祉制度や分野ごとの関係を越えて、地域での支え合いを目指す仕組みづくりである地域共生社会の実現に向けて各種事業を推進していく。

今後も障がい者の介護保険への移行が進み、利用者確保が重要な課題となっていくため、特別支援学校等への働きかけや、広報活動を積極的に行ない施設の認知度や機能の充実を高めていきたい。

(1) 多機能型生活介護事業

ア 個別支援計画を作成し、利用者が快適な自宅での生活を継続できるよう、各種介護サービスを提供する。

イ 障がい特性や難病に合わせた相談助言サービスを提供する。

ウ 日常生活において必要な支援創作活動及び生産活動の場を提供する。併せて身体機能及び生活能力向上のための援助を行なう。

エ 関係機関との緊密な連携の下、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

オ 共生型介護サービス(障がい者が65才になっても同一の事業所でサービス提供を受けられることができる制度)に積極的に取り組む。

(2) 多機能型就労継続支援B型事業

ア 就労意欲はあるが、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難になった利用者に、一人ひとりの就労意欲に応じたきめ細かい個別支援計画を作成する。

イ 請負商品の加工組立と梱包作業のほか、お墓参り代行等の各種サービス業務を提供する。

ウ 利用者の一般就労への移行を支援する。

エ 外出行事を生活介護事業とともに行ない、生活の質の向上及び余暇の充実を図る。

(3) 居宅介護・訪問介護事業

- ア 利用者の個々のニーズに応じた居宅介護計画を作成し、サービスを提供するとともに、安心な在宅生活と社会復帰や地域移行支援に取り組む。
- イ 医療観察法の対象となる利用者が、地域で安心して暮らせるように、社会復帰調整官、行政、医療機関と連携をとりながら支援に取り組む。
- ウ 相談支援専門員、介護支援専門員や関係機関と連絡、調整を取りながら、利用者が望む地域生活での支援に取り組む。

(4) 地域活動支援センター事業及び総合事業

- ア 移動支援として福祉有償運送を組み入れながら、余暇活動支援を行なう。
- イ 日中一時支援として中高生の、放課後や長期休暇時の利用を受け入れる。
- ウ 総合事業として要支援認定者に対する支援に取り組む。

(5) 地域援助事業

- ア 地域に在住する障がい者及び高齢者を対象とした講座や、地域いきいきサロンの場の提供。
- イ 福祉教育や地域との交流を促進するため、施設見学や施設実習(岡波看護専門学校・伊賀白鳳高等学校等)に協力し地域福祉の向上に努める。

8. 梨ノ木診療所の運営について

本年度は、6年に1度の介護報酬との同時改定となり、診療報酬は0.55%のアップ改定となった。この改定の基本的視点には、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化、強化、介護サービスとの連携・協働等、切れ目のない医療・介護提供体制の確保が示されている。当診療所は、隣接する老人施設、障がい者施設と効果的・効率的で質の高い医療提供体制を一層深め、利用者の健康管理に万全を期したい。更に、従来より地域医療への貢献と、地域で生活する人々の健康づくりを引き続き推進していく。長田地区住民自治協議会と共催する「なしのき健康講座」の継続充実に努め、地域住民が住み慣れた地域で明るく元気に生活できるよう健康管理意識の向上に寄与したい。